R3 22

建築士に関する次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

1 ． 建築士は、建築主から建築基準法に関する基準に適合しない建築物を設計するよう求められた場合にあっては、その相談に応じることが禁止されている。 — 士法21条の３

2 ． 令和 3 年度に一級建築士試験に合格し、令和 4 年度に建築士事務所に所属することとなった一級建築士は、令和 7年3月 31 日までに初めての一級建築士定期講習を受けなければならない。 — 士法22条の2

3 ． **構造設計一級建築士**は、一級建築士でなければ設計できない建築物のうち、建築基準法第 20 条第 1 項第一号又は第二号に該当するものの構造設計を行って、その構造設計図書に構造設計一級建築士である旨の表示をした場合であっても、構造計算によって建築物の安全性を確かめた旨の証明書を設計の委託者に交付しなければならない。 — 士法20条2項ただし書

4 ． **設備設計一級建築士**は、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。 — 士法10条の３第2項

R2 21

建築士に関する次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

1 ． 工事監理を行う一級建築士は、工事監理の委託者から請求があったときには、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示し、工事監理を終了したときには、直ちに、その結果を建築主に工事監理報告書を提出して報告しなければならない。 — 士法19条の2、20条3項

2 ． 工事監理を行う建築士は、工事が設計図書のとおりに実施されていないと認めるときは、直ち に、工事施工者に対して、その旨を指摘し、当該工事を設計図書のとおりに実施するよう求め、当該工事施工者がこれに従わないときは、その旨を特定行政庁に報告しなければならない。 — 士法18条3項

3 ． **建築士事務所に属する構造設計一級建築士**は、一級建築士定期講習と構造設計一級建築士定期講習の両方を受けなければならない。 — 士法22条の2

4 ． **建築士事務所に属する設備設計一級建築士**は、設備設計以外の設計を含めた建築物の設計を行うことができる。 — 士法10条の３第2項

R元 21

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。

1 ． 建築に関する業務に従事する一級建築士にあっては、勤務先が変わり業務の種別に変更があっ たときは、その日から 30 日以内に、その旨を住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。 — 士法5条の2第2項

2 ． 「設計図書」とは、建築物の建築工事の実施のために必要な図面（現寸図その他これに類するものを除く。）をいい、仕様書を含まない。 — 士法2条6項

3 ． 延べ面積 450 m2、高さ10 m、軒の高さ7 mの木造 2 階建ての既存建築物について、床面積 250 m2 の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該大規模の修繕に係る設計は、一級建築士、二級建築士又は木造建築士でなければしてはならない。 — 士法3条の3第1項、2項

4 ． 延べ面積 400 m2の建築物の新築における設計の契約の当事者は、契約の受託者が設計の一部を再委託する場合にあっては、当該再委託に係る設計の概要並びに当該再委託に係る受託者の氏名又は名称及び当該受託者に係る建築士事務所の名称及び所在地を、契約の締結に際して相互に交付する書面に記載しなければならない。 — 士法22条の3の3第1項6号

R4 21

工事監理を行う**建築士**に関する次の記述のうち、建築士法上、誤っているものはどれか。

1 ． 建築士が工事監理を行う場合は、その者の責任において、工事を設計図書と照合し、それが設計図書のとおりに実施されているかいないかを確認するとともに、当該工事の指導監督を行わなければならない。

2 ． 建築士が工事監理を行う場合は、当該建築士が自ら設計図書を作成した建築物であるか、他の 建築士が設計図書を作成した建築物であるかに関わらず、工事監理を終了したときは、直ちに、建築主に結果報告を行わなければならない。

3 ． 一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物の工事監理については、一級建築士の指導を受けている場合であっても、二級建築士は行うことができない。

4 ． 構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物の工事監理については、構造設計一級建築士以外の一級建築士であっても行うことができる。

第一章　総則

この法律は、建築物の設計、工事監理等を行う技術者の資格を定めて、その業務の適正をはかり、もって建築物の質の向上に寄与させることを目的とする。 — 目的　1条

2条　定義
- 「建築士」とは
- 「建築設備士」とは
- 「設計図書」とは
- 「構造設計」とは
- 「工事監理」

3条　一級建築士でなければできない設計又は工事監理
- 一級建築士
  - 〉延500㎡　特殊建築物
  - 高さ〉13m 軒高〉9m　木造建築物
  - 〉延300㎡　高さ〉13m 軒高〉9m　非木造
  - 〉延1,000㎡　かつ　階数≧２　延面積

建築士の工事監理

法18条３項　法20条3項　工事が設計図書通りに実施されていないと認めるとき
- 直ちに工事施工者に
  - その旨指摘↓
  - 従わない時↓
  - その旨建築主に報告↓
  - しなければならない（must）

工事監理を終了した時　直ちに
- その結果を↓
- 建築主に報告↓
- しなければならない（must）

建築士の登録変更

- 法5条の2第2項
- 届け出事項の変更
  - その日から30日以内に
  - 国土交通大臣
    - 届出
    - 都道府県知事を経由

第二章　免許等

- 4条　建築士の免許
- 5条　免許の登録
  - の２：住所等の届出
- 7条　住所等の届出
- 8条　の２：住所等の届出
- 10条
  - 懲戒
  - の３：構造設計一級建築士証及び設備設計一級建築士証の交付等
  - の４：中央指定登録機関の指定
  - の17：国土交通大臣による一級建築士登録等事務の実施等

免許の取消

- 法10条
- 国土交通大臣
  - 取り消すことができる
    - 業務ん関して不誠実な行為
    - 法律違反
      - 建築士法
      - 他の建築に関する法律
  - 免許を取り消そうとする時
    - 中央建築士審査会
    - 同意を得なければならない

第四章　業務

- 18条　設計及び工事監理
- 19条　設計の変更
  - の２：建築士免許証等の提示
- 20条　業務に必要な表示行為
  - の２：構造設計に関する特例
- 21条　その他業務
  - 設計、工事監理
  - 建築工事契約に関する事務
  - 建築工事の指導監督
  - 建築物に関する調査・鑑定
  - 法令又は条例に基づく手続き代理
  - の３：違反行為の指示等の禁止
- 22条
  - の２：定期講習
  - の３：定期講習の講習機関の登録

H25 21

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

1．鉄骨造、高さ 10m、軒の高さ９mの共同住宅の新築工事で、住宅の用途に供する部分の床面積が 250m2、自動車車庫の用途に供する部分の床面積が 125m2のもの の設計及び工事監理は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。 — 士法3条1項三号

2．一級建築士名簿に登録する事項は、登録番号、登録年月日、氏名、生年月日、性別、 処分歴、定期講習の受講歴等である。 — 士法５条1項

3．建築士事務所に属する一級建築士は、直近の一級建築士定期講習を受けた日の属す る年度の翌年度の開始の日から起算して３年以内に、次回の一級建築士定期講習を受けなければならない。 — 士法22条の２

4．中央指定登録機関が指定された場合には、一級建築士の登録の実施に関する事務、一級建築士名簿を一般の閲覧に供する事務等は中央指定登録機関が行うこととなり、 原則として、国土交通大臣はこれらの事務を行わない。 — 士法10条の4、士法10条の17

H26 21

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

1．業務に関して不誠実な行為をして建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者は、建築士の免許を受けることができない。 — 士法7条第五号、士法10条第1項二号

2．建築関係法令に違反し、禁錮以上の刑に処せられた建築士については、執行猶予の言渡しがあった場合であっても、建築士の免許を取り消される。 — 士法7条三号

3．一級建築士が懲戒処分を受けたときは、国土交通大臣により、処分の年月日、氏名、 登録番号、処分の内容、処分の原因となった事実等が公告される。 — 士法10条5項

4．建築士が道路交通法違反等の建築と関係しない罪を犯し、禁錮以上の刑に処せられた場合には、建築士の免許の取消しの対象とはならない。 — 士法7条第三号

H27 21

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

1．一級建築士でなければ設計をしてはならない建築物について、当該建築物の設計をした一級建築士の指導の下に、二級建築士は、当該建築物の工事監理をすることが できる。 — 士法３条1項

2．一級建築士は、勤務先の建築士事務所の名称及び所在地に変更があったときは、その日から 30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。 — 士法５条の２第2項

3．延べ面積 1,200m2、高さ 12m、軒の高さ９mの鉄骨造の既存建築物について、床面積 250m2の部分で大規模の修繕を行う場合においては、当該修繕に係る設計は、一級建築士又は二級建築士でなければしてはならない。 — 士法３条の２第１項一号

4．一級建築士が死亡したときは、その相続人は、その事実を知った日から 30日以内に、その旨を、住所地の都道府県知事を経由して国土交通大臣に届け出なければならない。 — 士法８条の２第一号

H28 21

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。

1．一級建築士は、設計、工事監理、建築工事の指導監督等の委託者から請求があった ときは、一級建築士免許証又は一級建築士免許証明書を提示しなければならない。 — 士法19条の２

2．設計受託契約又は工事監理受託契約を締結しようとするときは、委託者及び受託者 は、国土交通大臣が定める報酬の基準に準拠した委託代金で当該契約を締結するよう努めなければならない。 — 士法22条の3の4

3．延べ面積 200m の建築物の新築に係る設計受託契約の当事は、契約の締結に際して、作成する設計図書の種類、設計に従事することとなる建築士の氏名及びその者の一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別、報酬の額及び支払いの時期、契 約の解除に関する事項、その他所定の事項について書面に記載し、署名又は記名押印をして相互に~~交付しなければならない。~~ — 士法22条の3の３第1項

4．建築士法の規定に違反して一級建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して５年を経過しない者は、一級建築士の免許のみならず、二級建築士又は木造建築士の免許も受けることができない。 — 士法７条四号

H30 21

次の記述のうち、**建築基準法又は建築士法上**、誤っているものはどれか。

1．一級建築士は、他の一級建築士の設計した設計図書の一部を変更しようとするときは、当該一級建築士の承諾を求め、承諾が得られなかったときは、自己の責任において、その設計図書の一部を変更することができる。 — 士法19条ただし書

2．構造設計一級建築士以外の一級建築士は、高さが60mを超える建築物の構造設計を行った場合においては、構造設計一級建築士に当該構造設計に係る建築物が建築基準法に規定する構造関係規定に適合するかどうかの確認を求めなければならない。 — 士法20条の２第2項

3．構造設計一級建築士の関与が義務付けられた建築物については、工事監理において、構造設計図書との照合に係る部分についても、構造設計一級建築士以外の一級建築士が行うことができる。 — 士法３条１項

4．一級建築士定期講習を受けたことがない一級建築士は、一級建築士の免許を受けた日の次の年度の開始の日から起算して ３年を超えた日以降に建築士事務所に所属した場合には、所属した日から３年以内に一級建築士定期講習を受けなければならない。 — 士法22条の２第一号

H 29 21

次の記述のうち、**建築士法上**、誤っているものはどれか。ただし、中央指定登録機関の指定は考慮しないものとする。

1．設備設計一級建築士は、設備設計以外の設計を含む建築物の設計を行うことができる。 — 士法10条の3第2項

2．建築士は、大規模の建築物その他の建築物の建築設備に係る設計又は工事監理を行 う場合において、建築設備士の意見を聴いたときは、原則として、設計図書又は工 事監理報告書において、その旨を明らかにしなければならない。 — 士法20条５項

3．木造、平家建ての延べ面積 450m2、高さ 11m、軒の高さ９mのオーディトリアムを有する集会場を新築する場合においては、一級建築士でなければ、その設計又は 工事監理をしてはならない。 — 士法3条1項一号、二号

4．構造設計一級建築士は、構造設計一級建築士定期講習を受けたときは、住所地の都 道府県知事を経由して国土交通大臣に対し、構造設計一級建築士証の書換え交付を 申請することができる。 — 士法10条の3第4項